

## 社会福祉法人青藍一般競争入札実施要領

この要領は、社会福祉法人青藍(以下「法人」という。)が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事。以下「工事」という）及び業務委託における入札・契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するため実施する「一般競争入札」に関して必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事及び業務委託事業）

第 1 条 原則として、法人が発注する設計金額が 1 億円を超える工事（以下「対象工事」という。）及び業務委託事業を対象とする。ただし、一般競争入札によることが適当でないと認められる工事や委託事業についてはこの限りでない。

### （入札の公告）

第 2 条 契約担当者（社会福祉法人青藍経理規程第 55 条の契約担当者をいう。以下同じ）は、対象工事を一般競争入札に付しようとするときは、社会福祉法人青藍経理規程第 56 条に基づき、社会福祉法人 青藍のホームページへの掲載及び新聞により公告する。また、建設専門紙への掲載及び建設関係団体への資料提供により公表する。

### （入札参加資格）

第 3 条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という）に関する事項として、次の事項を公告するものとする。

- (1) 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号。以下「指名停止要綱」という）に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 徳島県発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（平成 16 年 3 月 1 日以前に経営事項審査の申請を行ったものについては経営事項審査結果通知書。入札日（徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という）により入札を行う場合は、開札日）前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る）の写しを提出できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。
- (7) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連があ

る者でないこと。

(9)その他工事および委託事業毎に必要なと認める事項

(参加資格の決定)

第4条 対象工事にかかる前条の参加資格は、徳島県建設工事請負業者選定要綱（昭和40年11月29日監第1639号）第8条の規定による各発注担当部局の建設工事審査委員会の審議に付し、決定するものとする。委託事業の入札に際してはその都度別途定める。

(入札概要書の配布)

第5条 入札概要書は、入札公告及び次に掲げる入札関係書類により作成するものとする。

(1)競争契約入札心得

(2)一般競争入札参加資格審査申請書（様式1-1（以下「申請書」という。））

(3)共同企業体による共同施工の場合にあっては、徳島県建設工事共同企業体取扱要綱（平成元年2月14日監第52号。以下「共同企業体要綱」という）による。

(4)共同企業体による共同施工の場合にあっては、共同企業体要綱第19条各号に掲げる書類

(5)その他工事及び委託事業毎に必要なと認めるもの

2 入札概要書は、公告後速やかに配布するものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第6条 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という）は前条第1項第2号又は第4号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）

を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならないものとする。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合は、原則として当該システムにより提出するものとする。

2 申請書類及び確認資料の提出期間は、原則として入札公告日から起算して10日目の翌日から2日間（祝祭日を除く）とする。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合の提出期間は、原則として入札公告日から10日間（祝祭日を除く）とする。

3 申請書類及び確認資料の提出場所及び提出方法については、公告において明らかにするものとする。

4 提出期間内に申請書類及び確認資料を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加できないものとする。

5 確認資料として提出する書類は、次に掲げるものとする。

(1)同種の工事の施行実績及び委託業務事業の施工実績（様式1-2）

(2)配置予定技術者の資格、工事経験及び業務経験（様式1-3）

(3)(1)及び(2)の資料の内容が明確に確認できる資料

(4)総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し

(5)その他工事及び委託業務事業毎に必要なと認めるもの

6 契約担当者は、前5項に掲げる事項及び次に掲げる事項について、公告において明らかにするものとする。

(1)申請書類及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

(2)契約担当者は、提出された申請書類及び確認資料を、参加資格の確認以外に入札参加希望者に無断で使

用しないものであること。

(3) 提出された申請書類及び確認資料は返却しないこと。

(4) 提出期間以降は、原則として申請書類及び確認資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

#### (参加資格の確認)

第7条 契約担当者は、入札参加希望者から提出された申請書及び確認資料の審査を行い、理事長及び理事会の審議を経て参加資格の確認を行うものとする。

2 契約担当者は、参加資格確認の結果を、原則として申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内（祝祭日を含む）に、入札参加資格確認通知書（様式1-4（以下「確認」通知書」という）により入札参加希望者に通知するものとする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムにより通知するものとする。

3 第1項の確認において、参加資格要件を満たしていないと認められた者に対しては、確認通知書に理由を付すとともに、所定の期限内にその理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

4 第2項の通知を行った日の翌日から入札日前日（電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書提出締切日時）までの間に、参加資格要件を満たしていると認められた者が、第3条のいずれかの事項に該当するに至った場合は、第2項の通知を取消し、参加資格要件を満たさないと認められたことを、第3項の規定を適用し通知するものとする。

#### (参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明)

第8条 参加資格要件を満たしていないと認められた者は、前条第3項の通知をした日の翌日から起算して5日以内（祝祭日を除く）に、社会福祉法人青藍理事長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 参加資格要件を満たしていないと認められた者が説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 契約担当者は、第1項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（祝祭日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

4 前3項の手続は、前条の当該入札事務の執行を妨げないものとする。

#### (設計図書等の閲覧等)

第9条 対象工事に係る設計図書等については、次に掲げる方法のうち契約担当者が指定する方法により示すものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(1) 閲覧（貸出を含む）

(2) 交付

2 前項第1号による場合、閲覧の期間は、原則として確認通知書を通知した日の翌日から起算して3日目（祝祭日を除く）から2日間とし、その旨及び閲覧の場所については、公告において明らかにするものとする。

3 第1項第2号による場合、原則として確認通知書を通知した日の翌日から起算して3日目（祝祭日を除く）に交付を行うものとし、その旨及び交付の場所については、公告において明らかにするものとする。なお、この業務は、理事会で定めるところにより委託できるものとする。

4 参加資格要件を満たしていると認められた者が、設計図書等の閲覧、貸出又は交付を受けるときは、

確認通知書原本を持参し、契約担当者に提示するものとする。

5 設計図書等について質問がある場合は、質問書（質問事項を記載した書面（任意様式）を持参）又は郵送により提出することができるものとする。質問書の提出期間及び場所については、公告において明らかにするものとする。

6 質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を社会福祉法人青藍の事業担当課において閲覧に供するものとする。質問に対する回答書の閲覧期間及び場所については、公告において明らかにするものとする。

7 質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日又は交付した日の翌日から入札日（電子入札システムにより入札を行う場合は、開札日）の7日前までとし、質問に対する回答書の閲覧期間は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札日（電子入札システムにより入札を行う場合は、開札日）の前日に終了するものとする。

#### （入札保証金及び契約保証金）

第10条 契約担当者は、入札に際して、規則第21条の規定により入札に参加しようとする者に対し、その見積金額の100分の10以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、規則第22条第3項に該当する場合は、入札保証金の納付を免除できるものとする。

2 契約担当者は、契約に際して、規則第5条の規定により契約の相手方に対し、契約金額の100分の10（予定価格が10億円以上の工事の請負契約にあつては、100分の30）以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### （入札の執行）

第11条 入札及び開札の日時及び場所については、公告において明らかにするものとする。

2 入札の執行は、参加資格要件を満たしていると認められた者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

3 入札書の提出は、持参によることとし、郵送又はファクシミリによるものは認めないものとする。

ただし、特定調達契約案件については、郵送による入札を禁止してはならない。

4 入札に際して、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

6 第2項から第5項に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。

#### （電子入札システムにより入札を行う場合の入札及び開札）

第11条の2 電子入札システムにより入札を行う場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、公告において明らかにするものとする。

2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。

3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

4 入札書の提出に際して、工事費内訳書又は業務委託内訳書の添付を求めるものとする。

5 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

6 第2項から第5項に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。

#### (入札の無効)

第12条 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第24条及び競争契約入札心得第5の各号に違反した入札は、無効とする。また、入札参加資格の確認を受けた者であっても入札時点（電子入札システムにより入札を行う場合は、開札時点）において第3条に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。ただし、第3条第5号に規定する総合評定値（経営事項審査結果通知書の総合評点）に係る資格にあっては、この限りでない。

#### (落札者の決定方法)

第13条 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることができることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定するものとする。なお、電子入札システムにより入札を行う場合は、当該システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

#### (入札結果の公表)

第14条 入札担当者は、原則として落札決定した日の翌日から起算して2日以内（祝祭日を除く。）に、入札結果表を社会福祉法人青藍のホームページに掲載するとともに、特別養護老人ホーム青藍荘事務室において閲覧に供することにより公表するものとする。

#### (契約の時期)

第15条 社会福祉法人青藍経理規程第59条の規定により理事会の承認が必要な工事及び業務委託事業については、落札者の決定後、請負契約（仮契約）を締結し、承認後に本契約となるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

#### (落札者の公示)

第16条 特定調達契約案件の入札において、落札者を決定したときは、特定役務の調達手続の特例を定める規則第12条に掲げる事項を、社会福祉法人青藍ホームページにより公示しなければならない。

#### (その他)

第17条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要綱に基づき指名停止の措置の対象となるこ

とがある旨を、公告において明らかにするものとする。

3 公告に記載する事項については、この要領に定めるもののほか、徳島県標準入札公告例 1 によるものとする。

4 電子入札システムにより入札を行う場合にあつては、この要領に定めるもののほか、徳島県電子入札システム運用基準によるものとする。

附則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。